

令和4年度山梨県障害児（者）施設整備費補助金対象事業募集要項

1 事業概要

山梨県が、国庫補助制度（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金）を活用して、社会福祉法人等が実施する障害児（者）施設の整備に要する経費の一部を予算の範囲内で助成する事業です。国庫補助の対象事業等については、令和3年7月9日厚生労働省発社援0709第12号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「国要綱」）で定められています。応募のあった事業については、次により審査・選定を進めていくこととしています。

2 事業の審査

- (1) 障害福祉の趣旨を十分に理解し健全で安定した施設運営が可能であること。
既存の法人が行う場合については、現在の施設の運営が良好であること。
また、新設法人が行う場合については、理事や施設長就任予定者が社会福祉事業の経験者や社会福祉に理解と熱意を持つ者であること。
- (2) 資金計画（初期及び運営費用）が、無理のないものであること。
- (3) 施設を設置する土地については、貸借が認められている場合を除き、原則として自己所有地としての確保が確実であること。
- (4) 面積、形状、進入路、給排水方法、各種開発関係法令（都市計画法、農地法等の制限区域内の場合は事前に所管部局と十分に協議しておくこと。）の観点から施設整備に問題がないこと。
- (5) 施設建築計画が、建築基準法、消防法及び指定障害福祉サービス事業の設備基準等に適合していること。
地元住民への説明会等により地域の理解を得られること。

3 事業の選定

- (1) 提出された書類及びヒアリング等に基づき、事業の審査を行い、山梨県障害福祉計画（※）の方向性や防災対策、サービスの利用状況、地域間バランス等を考慮して選定を行います。
(※) やまなし障害児・障害者プラン2021 P86～106参照
- (2) 来年度に国庫補助協議を行い、国庫補助金交付対象として採択された事業を当該補助金の交付対象とします。

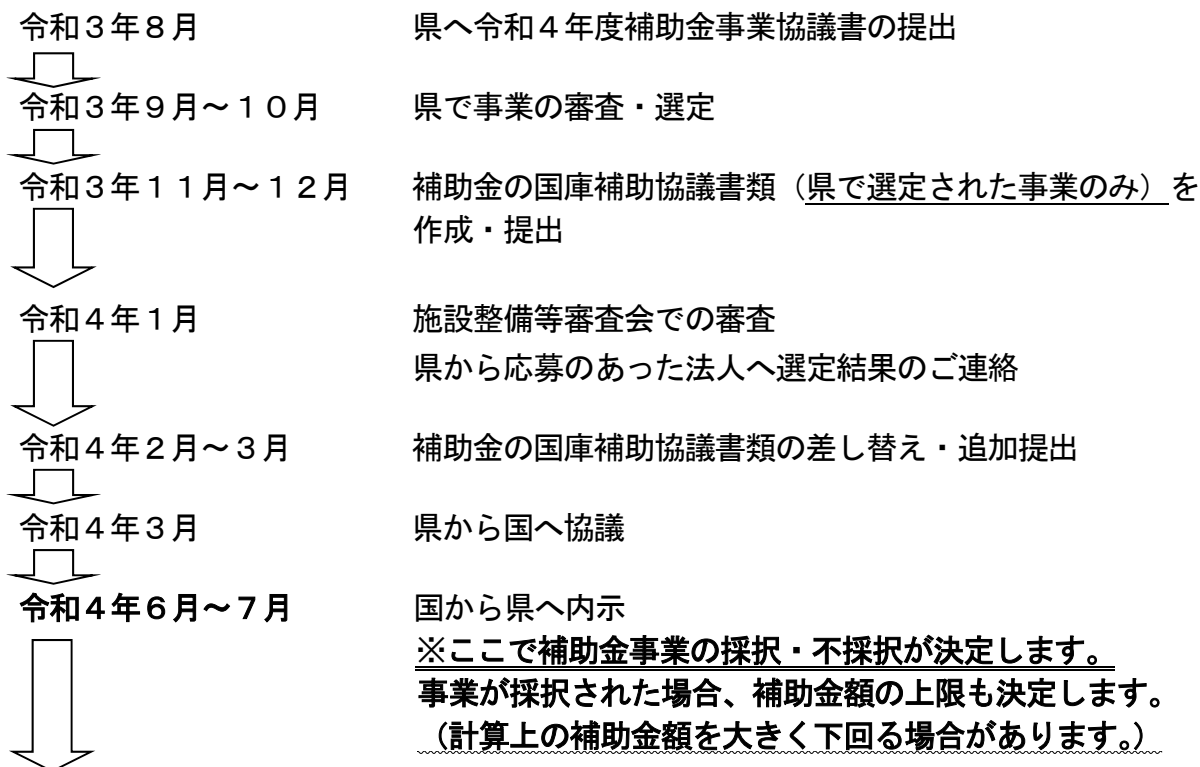
4 留意事項

- (1) 既に整備に着手している事業は対象外です。
- (2) 対象事業は、整備計画が単年度（工期がおよそ令和4年8月～令和5年3月中旬までの間）のものです。令和5年3月中に法人での完成検査、建築基準法や消防

法上の検査、県の完成検査が終わる必要があります。

- (3) ヒアリングには、必ず法人担当者が出席してください。
- (4) 創設及び改築の整備区分に該当する応募件数は、原則、1法人につき1施設を上限とします。その他の整備区分については、補助金を希望する各施設又は事業所ごとに取りまとめて提出してください。
- (5) 補助事業により整備した施設は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、処分制限等がかかります。
- (6) 設計費用など書類等作成にかかる費用は、すべて応募者負担となります。
- (7) 提出された書類は、返却しません。
- (8) 虚偽の記載をした書類を提出した場合、必要事項の記載がない場合、また大幅な不備がある場合は、受付できません。
- (9) 例年、応募期限の直前に書き方等の相談に来られる方がいらっしゃいますが、ご遠慮ください。
- (10) 選定された事業計画については、ホームページで公表します。
- (11) 「整備を必要とする理由」の記入にあたっては、その改修等の内容と、その行おうとする事業の運営にとって、その改修等がどうしても必要なのかを具体的に記入してください。
- (12) 施設整備等審査会の承認を得た事業は、すべて国庫補助協議の対象となります。

5 スケジュールの概要（予定）



令和4年7月～8月	工事の入札・契約、補助金の交付申請書を作成・提出
↓	
令和4年8月～9月	補助金の交付決定
↓	
令和4年8月、9月～	工事の着工、各種届の提出
↓	
令和5年3月中旬頃	工事完了・検査、補助金の実績報告書の提出
↓	
令和5年4月～5月	補助金の額の確定、補助金の支払

6 整備区分及び整備内容

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。建て替え、新棟建設含む。
増築	既存施設の現在定員の増員を図る整備をすること。
改築	既存施設の改築整備をすること。
大規模修繕等 (防犯対策を含む)	平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について」参照。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」参照。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」参照。
避難スペース整備	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」参照。

※ 詳細については、国の交付要綱等（山梨県HPに掲載）をご参照ください。

URL : <https://pref.yamanashi.jp/shogai-fks/sisetuseibi2.html>

7 対象事業と整備区分

対象施設又は 対象サービス	整備区分							算定基準
	創設	増築	改築	大規模 修繕等 (防犯対 策を含 む)	スプリ ンクラ ー設備 等整備	老朽民 間社会 福祉施 設整備	避難ス ペース 整備	
国要綱第2の2表第3号及び第6号に掲げる施設並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の場合 例： 障害福祉サービス事業所等（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援） 障害者支援施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス	○	○	○	○	○	○	○	国要綱別表1 -2
国要綱第2の2表第4号及び第7号に掲げる施設並びに同号の施設に係る第9号の施設の場合 例： 共同生活援助 短期入所 就労定着支援 自立生活援助 居宅介護事業所 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児相談支援	○	○	○	○	— ※大規模修繕等で整備可能	—	○	国要綱別表1 -2

※ ○部分のメニューの募集

※ スプリンクラー設備等整備は、消防法上設置義務が生じる施設に限る。

※ 詳細については、国の交付要綱等（山梨県HPに掲載）をご参照ください。

URL : <https://pref.yamanashi.jp/shogai-fks/sisetuseibi2.html>

※就労・訓練事業等整備加算（大規模生産設備等整備加算）の対象事業

趣旨

- ① 日中活動事業を行う事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る）において、生産設備及び職業訓練設備等の整備を行うことにより、障害者の職業能力の開発、就労支援の強化を図る。
- ② 障害者施設において、リハビリ設備等の整備を行うことにより、障害者の生活能力の維持・向上を図ること、並びに介護職員の就労環境の改善を図る。

対象事業

上記趣旨に合致するもので、**施設と一体的に整備され**、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものであつて、次に掲げる機械設備の整備に係る工事費及び工事請負費とする。

- ① 生産設備、職業訓練設備、職業補導設備等
- ② リハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備、特殊浴槽等 なお、このうち、当該設備等整備に係る事業費が1億円を超えるものについて、大規模生産設備等整備加算の対象とする。

8 補助対象経費

次の①と②の合計額

- ① 施設の整備にかかる工事費（**総事業費ではなく、補助対象外経費を除く**）
- ② 工事事務費（設計・監理料等）…①の2.6%の金額が上限額

9 補助の対象外経費

次の経費は補助対象外です。（法人等の自己負担経費）

- ① 外構工事（建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、造園植栽、外灯等）
- ② 土地の買収又は整地に要する費用
- ③ 既存建物の買収に要する費用
- ④ 職員の宿舎に要する費用
- ⑤ 備品関係（机、椅子、パソコン、電話等）
- ⑥ 施設の設計に影響を及ぼさない設備、施設に固着していない設備
- ⑦ 不動産登記関係手数料
- ⑧ 各種申請手数料（電力会社、水道局、消防署等）
- ⑨ その他施設整備費として適当と認められない費用等（租税公課、借地料等）

10 補助金上限額の計算方法

A：補助対象経費×3／4（千円未満切り捨て）

B：国庫補助基準単価（補助基準額）＜標準＞

C：AとBを比較して少ない方の額・・・国と県の補助金合計額
（＝国庫補助基本額、県補助金交付決定額）

D：C×2／3（千円未満切り捨て）・・・国の補助金額（＝国庫補助金所要額）

E：CからDを引いた残りの額・・・県の補助金額（＝県補助金所要額）

※上記補助金額は、上限額です。予算の範囲内で助成する事業のため、補助金額の大幅な減額や事業の不採択が生じる可能性があります。

※詳細については、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱及び関係通知を参照してください。

11 提出書類に係る注意事項

令和4年度補助金事業協議書の提出後、以下の変更は認められません。

- ・構造変更（例：二階建→平屋、鉄骨造→木造、重量鉄骨造→軽量鉄骨造）
- ・建物の機能が低下する変更
- ・建物の規模を縮小する変更 等

※いずれの場合も、経費を理由とした変更は認められません。

なお、見積書は山梨県内の単価を十分考慮して作成願います。

協議書の提出後、見積額を変更することは認められません。

また、事業の執行については公共工事に準じた扱いを受けるので、定められた手続きに従い、適正に事業を執行しなければなりません。ついては、「社会福祉施設等整備の進め方の手引き」により、事前に入札の手順等をご確認下さい。「予定価格は公告で公表すること」等、留意すべき点があります。